

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 報告及び検査

一 都道府県知事等は、解体等工事の発注者に対し、法第十八条の十五第一項第四号から第七号までに掲げる事項、同条第三項の環境省令で定める事項及び法第十八条の十七第一項の規定による調査について報告を求めることができるものとする。こと。

(第十二条第七項関係)

二 都道府県知事等は、解体等工事の受注者に対し法第十八条の十七第一項の規定による調査について、自主施工者に対し法第十八条の十五第一項第四号から第七号までに掲げる事項、同条第三項の環境省令で定める事項及び法第十八条の十七第三項の規定による調査について、それぞれ報告を求め、又はその職員に、解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等、解体等工事により生じた廃棄物その他の物及び関係帳簿書類を検査させることができるものとする。こと。

(第十二条第八項関係)

三 特定工事に係る報告は特定工事を施工する者(特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者を除く。)に対し行うこととし、特定工事に係る検査の対象は特定粉じん排出等作業に使用される機械器具

及び資材（特定粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものを含む。）とすること。

（第十二条第九項関係）

第二 施行期日

- 一 この政令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する日とす。

（附則関係）